

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	愛知県
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
工場等の名称	愛知芸術文化センター
工場等の所在地	名古屋市東区東桜一丁目13番2号
業種	サービス業（他に分類されないもの）
業務部門における 建築物の主たる用途	その他
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	劇場、美術館
計画期間	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和3年7月30日 ～ 令和6年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	（場所） 愛知芸術文化センター管理部管理課総務・経理・企画グループ
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-971-5511		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

愛知芸術文化センターは、地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全の重要性を認識し、事業活動のあらゆる分野を通じて、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。

- 1 継続的な環境改善
P D C Aサイクルに基づく環境施策の継続的な改善を図ります。
- 2 省資源・省エネルギー活動の推進
センターで使用する電気、燃料等のエネルギー使用量を令和5年度までに令和元年度比4%削減します。
- 3 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
廃棄物の発生量を抑制します。
- 4 職員への環境教育と社外への環境コミュニケーションの推進
職員に対しては環境教育を進め、利用者に対しては環境情報の公開を進めます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

□エネルギー管理定期会議

出席者：愛知芸術文化センター管理課総務・経理・企画グループ職員

(公財) 愛知県文化振興事業団 総務部経理・施設グループ職員

愛知芸術文化センター 中央監視従事者等



□施設管理連絡会議

出席者：愛知芸術文化センター管理課及び美術館企画業務課職員

県民文化局文化部文化芸術課及び国際芸術祭推進室職員

(公財) 愛知県文化振興事業団 経理・施設グループ職員

同 劇場運営グループ職員、同広報・マーケティンググループ職員



◎ 全職員及び愛知芸術文化センター内の委託事務職員

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 2 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		4, 160	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 換算） ②を除く	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		4, 160	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 5 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総 排 出 量	4, 160	t-CO ₂	4, 151	t-CO ₂	0. 2	%

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 5 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排 出 量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

温室効果ガスを令和元年度実績に対して1年間で1％ずつ、4年間で4%削減する。
令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設休館や利用キャンセルの増加のため、
例年よりも実績値が一時的に減少しているため、通常営業に近い令和元年度を基準とする。
令和元年度4, 324t-CO₂×0. 96=4, 151t-CO₂

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3, 000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3, 000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー省資源の行動実践・冷暖房	・事務所エリアにおいては、冷房温度 28℃、暖房温度 20℃を徹底する。 ・空調時間を短縮することによる省エネルギーを図る。	
省エネルギー省資源の行動実践・照明	・使用していない部屋や昼休み時間外の消灯を徹底する。 ・照明器具のLED化を順次進めていく。	今後、照明器具をLED等の高効率タイプのものに順次切り替えていく。
省エネルギー省資源の行動実践・OA機器	・パソコン、コピー機の離席時及び業務終了時のスイッチオフを徹底する。	
自動車等輸送機関に関する対策	・自動車を利用するときは、アイドリングストップ、エコドライブを心がけるよう徹底する。 ・出張時にはできるだけ公用自転車を活用する。	
廃棄物の排出抑制	・両面コピー、裏紙利用を進めることによりコピー用紙の使用量を削減する。 ・オフィス古紙を分別回収を徹底することにより、リサイクル率を高める。	

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・省エネルギー推進会議を定期的を開催することにより、継続的に無理なく改善を図る。 ・職員等の環境教育を推進する。 ・使用する事務用品を極力リサイクル品等に切り替える。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

・昼休み等には執務室内の照明を消灯する。 ・不必要な照明は、執務時間内においても消灯する。 ・待機電力の削減を図る。
--